

藤 中 発 第 59 号
令和 5 年 11 月 8 日

中学 3 年生保護者各位

藤嶺学園藤沢中学校
校 長 林 学

高校進学前の「県の奨学金(貸付・無利息)の予約採用募集」及び 「公的補助金(給付金)制度の紹介」について(お知らせ)

本日は、神奈川県より高校進学前の「県の奨学金(貸付・無利息)の予約採用募集」の送付がございましたので配布・ご案内申し上げます。

まず、右記『公的補助金(給付金)・公的貸付制度について』(高校募集要項抜粋)をご一読いただき、高校進学前の経済的な面でのご参考にしていただければと存じます。

「**就学支援金(年収約 910 万円未満世帯限定)**」・「**学費補助金(年収約 750 万円未満世帯限定)**」・「**奨学給付金(年収約 270 万円未満世帯限定)**」につきましては、申込時期が進学後(4月・6月・9月)となりますので、今回は制度のご紹介にとどまります。初回の補助金の振込時期は令和 6 年 10 月末頃となります。詳しくは来年 1 月に予定しております「**内進生オリエンテーション**」の中でご説明申し上げます。

その上で「**県の奨学金(貸付・無利息・年収約 910 万円未満世帯限定)ご希望**」のご家庭は、裏面『**高等学校奨学金の予約採用のお知らせ**』をご覧ください、**2 学期終業式までに**学校事務室・佐藤 渉までご連絡・お申し出下さい。別途「募集要領・申込書・応募の手引」をお渡しいたします。

※県ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/p1081610.html> からも印刷できます。

高校進学後に申し込む(「在学採用」)こともできますが、**今回申し込むと初回の奨学金(12 万円)の振込時期を入学前(令和 6 年 3 月下旬)に前倒すことができます。**

進学後のお申込みでは、初回の奨学金の振込時期が令和 6 年 7 月下旬となりますので、進学前に経済的な面で不安のある方は、余裕をもって今回お申込み下さいますようお願い申し上げます。

※お問い合わせ等は「事務室奨学金担当・佐藤 渉」までご連絡ください。

以上

▶ 校納金について

授業料	38,000円(月額)
実験・実習費	2,000円(月額)
冷暖房費	12,000円(年額)

※その他、生徒会費・PTA会費・校友会費等が徴収されます。

▶ 公的補助金(給付金)・公的貸付制度について

●【就学支援金】…国の補助金制度

平成22年度より始まったこの制度により、世帯年収が概ね910万円未満(課税所得が基準)のご家庭には2つの区分(補助金額)による補助金が支給されます。

※1年生は4月初旬(4月～6月分)のオンライン申請で親権者(両親)の個人番号(マイナンバー)12桁の数字を正確に入力すると、毎年6月中旬(7月～翌年の6月分)の手続きが不要になります。

※4月～9月までの6ヶ月分を10月末頃に授業料振替口座に振込み、10月～翌年の6月までの9ヶ月分を10月分授業料より毎月差引減額いたします。

●【学費補助金】…県の補助金制度

生徒と保護者が共に県内在住で、世帯年収が概ね750万円未満～多子世帯で概ね910万円未満(課税所得が基準)のご家庭には、3つの区分(補助金額)による補助金が支給され、上記の「就学支援金」と併せ、受給できる制度となっております。

※多子世帯…生徒本人含め扶養している(中学生を除く平成13年4月3日～平成21年4月2日生れの)子どもが3人以上いる世帯

※4月～翌年の3月までの1年分を10月末頃に授業料振替口座に振込みいたします。

区分	「世帯の年収目安」	授業料補助計	就学支援金	学費補助金	
				授業料分	入学金分
1	生活保護世帯	456,000円	396,000円	60,000円	100,000円
2	約270万円未満(非課税)世帯				
3	約590万円未満世帯				94,350円
4	約700万円未満世帯				
5	約750万円未満世帯	193,200円	118,800円	74,400円	対象外
	多子世帯	456,000円		337,200円	
6	約800万円未満世帯	118,800円		対象外	
	多子世帯	456,000円		337,200円	
7	約910万円未満世帯	118,800円	対象外	対象外	
	多子世帯	193,200円		74,400円	
8	約910万円以上世帯		対象外		

●【奨学給付金】…県の補助金制度

平成26年度から始まったこの制度により、保護者が県内在住で、世帯年収が概ね270万円未満(市県民税非課税)のご家庭には、授業料以外の教育費を支援するための補助金が支給されます。

※2月末頃に神奈川県から直接振込まれます。一部(年額の1/4)前倒し(8月末頃)給付制度がございます。

152,000円(15歳以上23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯)～137,600円(いない世帯)

●【神奈川県奨学金】…県の貸付制度(無利息)

生徒が県内在住で、世帯年収が概ね910万円未満のご家庭に、無利息で貸付けを行なう制度です。

※初回の奨学金(12万円)の振込時期を入学前(3月下旬)に前倒すことができる「予約採用」がございます。申込書を中学校から受け取り、中学3年生在学中の11月初旬～翌年1月上旬までに神奈川県に直接郵送してください。

※入学後のお申込みでは、初回の奨学金の振込時期が7月下旬となります。

貸付月額は50,000円～10,000円の選択制です。

☆上記はいずれも現行・令和5年度のものです。

※詳しくは本校事務所までお問い合わせください。



KANAGAWA

神奈川県高等学校奨学金 予約採用のお知らせ

神奈川県教育委員会では、学業等に意欲があって学資の援助を必要とする高等学校等※の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けています。（要返還）

予約採用は、中学3年生在学中に、高等学校等入学後に採用決定する奨学生の選考を、あらかじめ行うものです。

※ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程

次のア・イのいずれにも該当する方

ア 神奈川県内に住所を有し、神奈川県内の高等学校等に進学を予定している方、又は、保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等に進学を予定している方。

イ 保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方）の令和5年度都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、507,000円未満であること。

- ◆ 奨学金の貸付けを受けるためには、連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が原則2人（うち、1名は親権者又は法定代理人）必要になります。
- ◆ 貸付決定後に、印鑑登録証明書とともに借用証書を提出していただきます。

1 応募要件

学校区分により申込みができる月額が異なります。（いずれかの額を選択）

学年	学校区分	基本月額（円）				
1年生 〔 新入生 に限る 〕	国公立	10,000	20,000	30,000		
	私立	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000

※ 2年次進級以降は上限額が10,000円下がりますが、申請（要件あり）により10,000円を加算し、新入生のときと同額の貸付けを受けることができます。

2 貸付月額

3 貸付期間

令和6年4月から令和7年3月までの1年間（毎年度申込みが必要です。）

4 貸付方法

高等学校等入学後の奨学金手続きをされた後、申出のあった金融機関口座へ振り込みます。（4～9月分/5月下旬、10～12月分/10月下旬、1～3月分/1月下旬）

5 申込期間

令和5年11月1日から令和6年1月15日まで（必着）

6 提出書類

- ① 奨学生予約採用申込書
 - ② 世帯全員の住民票
 - ③ 保護者の令和5年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書等
- ◆ お申込みを希望される方は、「令和6年度神奈川県高等学校奨学金奨学生予約採用募集案内」により詳細についてご確認ください。
 - ◆ 申込書・募集案内は中学校から受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。



奨学金HP

7 提出先

神奈川県教育委員会（裏面の提出先へ郵送してください。）

- ◆ 選考結果は、申込書を受け付けてから概ね1か月後に通知します。

予約採用の奨学生として採用された場合、入学前の3月末に奨学金の一部に相当する額（120,000円）を前倒して貸付けを受けることができる短期臨時奨学金に申し込むことができます。詳しくは、裏面「短期臨時奨学金のご案内」をご覧ください。

このお知らせは、令和5年度の制度を基に作成しています。令和6年度の制度内容については、変更になる可能性がありますので、入学後の手続きの際には、最新の募集案内により再度確認してください。

短期臨時奨学金のご案内

短期臨時奨学金は、高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒しして貸付けを受けることができる制度です。

短期臨時奨学金に申し込むためには、高等学校奨学金予約採用奨学生として採用されている必要があります。申込方法等の詳細は予約採用決定後にお知らせします。

1 短期臨時奨学金の概要

ア 貸付額	120,000円
イ 貸付時期	令和6年3月末
ウ 対象となる方	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
エ 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 願書 ・ 奨学金借用証書・誓約書 ・ 連帯保証人2名それぞれの印鑑登録証明書 ・ 高等学校等の合格を証する書類 ・ 奨学金振込口座申出書
オ 返還方法	入学後に申込む高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還 ※ 高等学校奨学金の申込みをしない場合は、令和6年5月末までに一括して返還していただきます。

2 短期臨時奨学金の貸付けと返還の流れ

3月上旬	短期臨時奨学金の申込み ↓
3月末	指定口座に120,000円の振込み ↓
高等学校等入学後	高等学校奨学金の申込み ↓
5月下旬	6か月分(4～9月分)の奨学金の振込み(1回目) ※ 短期臨時奨学金と相殺された後の金額が振り込まれます。 これで、短期臨時奨学金の返還は完了です(注)。

短期臨時奨学金を3月末に借りた場合の高校1年生時の指定口座振込額

月額20,000円で申し込んだ場合の例

- ・ 第1回振込(5月下旬)
20,000円 × 6か月分 = 120,000円
- △短期臨時奨学金前貸し分 120,000円
(差引)指定口座振込額 0円
- ・ 第2回振込(10月下旬)
20,000円 × 3か月分 = 60,000円
指定口座振込額 60,000円
- ・ 第3回振込(1月下旬)
20,000円 × 3か月分 = 60,000円
指定口座振込額 60,000円

↓
短期臨時奨学金を合わせて240,000円振込

(注) 貸付月額が10,000円の場合は、1年分の奨学金すべてと相殺することとなり、高校1年生のときの振込みはありません。

提出先・問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251 (直通)

ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

奨学生予約採用申込書

神奈川県教育委員会教育長 様

* 太枠内を記入してください。

申込年月日	年	月	日
フリガナ			
本人氏名 (本人自署)			
生年月日	年	月	日
フリガナ			本人との続柄
保護者氏名			

令和6年度高等学校奨学金奨学生の予約採用に申し込みます。

本人住所	〒			
電話番号				
保護者住所	(本人と異なる場合のみ記入してください。) 〒			
電話番号	(自宅)			(携帯)
在籍校	市・町・村立 私立		中学校3年	
同 一 生 計 者	続柄	氏名	年齢	在籍校・勤務先
	本人	上記のとおり		
			歳	
			歳	
			歳	
			歳	

【添付書類】

次の書類を添付して神奈川県教育委員会教育局行政部財務課へ提出してください。

- (1) 世帯全員の住民票(コピー可)
 - ・ 続柄の省略はしないでください。
 - ・ 本籍(国籍)及び住民票コードは不要です。
 - ・ マイナンバーが記載されていないものとしてください。
- (2) 保護者等の所得に関する証明書類(次のいずれか)
 - ・ 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(コピー)
 - ・ 市町村民税・県民税税額決定・納税通知書(コピー)
 - ・ 市町村民税・県民税課税(非課税)証明書(コピー可)
 - ・ 生活保護受給証明書(原本)

※ 教育委員会使用欄(記入しないでください。)

保護者等1所得割	保護者等2所得割	所得割の計	生活保護受給

記入例

奨学生予約採用由江津

神奈川県教育委員会教育長様

申込年月日は、申込書を記入した日です。
(予約採用の受付期間は、11月1日から1月15日までです。)

本人、保護者の氏名欄は、それぞれ自筆で署名してください。

申込年月日	令和5年 11月 22日		
フリガナ	カネガワ ジロウ		
本人氏名 (本人自署)	神奈川 次郎		
生年月日	2008年	4月	15日
フリガナ	カネガワ タロウ	本人との続柄	
保護者氏名	神奈川 太郎		父

令和6年度高等学校奨学金奨学生の予約採用に申し込みます。

本人住所	〒231-8588 横浜市中区日本大通1			
電話番号	(045)210-8251			
保護者住所	(本人と異なる場合のみ記入してください。) 〒			
電話番号	(自宅) (045)210-8251 (携帯) 090-0000-0000			
在籍校	横浜	市	町・村 立 平成 中学校3年 私 立	
同 一 生 計 者	続柄	氏名	年齢	在籍校・勤務先
	本人	上記のとおり		
	父	神奈川 太郎	48歳	いちょう商事
	母	神奈川 花子	46歳	無職
	兄	神奈川 一郎	20歳	太平洋大学 2年
	姉	神奈川 百合子	17歳	神奈川県立令和高等学校 2年
	祖母	神奈川 かもめ	73歳	無職

【添付書類】

次の書類を添付して、県教育委員会事務局行政部財務課へ提出してください。

- (1) 世帯員全員の生計状況
 - ・ 続柄
 - ・ 本人
 - ・ マルital
- (2) 保護者
 - ・ 市
 - ・ 市
 - ・ 市町村民税・県民税課税(非課税)証明書(コピー可)
 - ・ 生活保護受給証明書(原本)

※ 教育委員会使用欄(記入しないでください。)

保護者筆1所得割	保護者筆2所得割	所得割の計
この欄は、県教育委員会が使用しますので、記入しないでください。		

1 奨学生予約採用申込書の記入について

(1) 署名欄

- 申込日は、申込書を記入した年月日を記入してください。
- 本人氏名及び保護者氏名は、それぞれ自筆で記入してください。
- 生年月日、性別及び本人との続柄（父・母など）についても必ず記入してください。

(2) 同一生計者の欄

- 本人を含め生計を一にする方全員について記入してください。
 - ※ 生計を一にする方とは、同居・別居にかかわらず本人と生活費を同じくしている人です。
例えば、単身赴任者や仕送りのある親族等を含みます。
 - ※ 別居独立している兄弟等は記入しないでください。
- 就学者については、「在籍校」欄に具体的な学校名、学年を記入してください。
 - ※ 年齢は、申込日現在で記入してください。

2 所得に関する書類

- 保護者(同一生計の父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている方)について、その所得に関する書類(都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がいずれも分かる書類又は生活保護受給証明書)をそれぞれ添付してください。
 - ※ 提出していただく書類は、生活保護受給証明書を除きコピーで結構です。
- 所得に関する書類は、課税の有無や徴収の方法によって異なりますので、下の「所得に関する書類一覧」を参照してください。
 - ※ 令和5年度の市町村民税・県民税は令和4年の収入を基に算出されます。
- 税法上配偶者等の扶養となっている方は、扶養している方の所得に関する書類の記載で扶養されていることが確認できる場合に限り、所得に関する書類の添付を省略できます。(例：配偶者の課税証明書等の「配偶者控除」の欄に控除額に記載がある場合)
ただし、配偶者特別控除を受けている場合は、添付を省略することはできません。
- 里親の方は、児童相談所長が発行する児童委託証明書を提出することにより所得に関する書類とします。

所得に関する書類一覧

生活保護を受給していない場合 ※右の書類のいずれか (コピー可)	・令和5年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書 <会社員、公務員等の場合、毎年6月頃に勤務先から配付されます。> ・令和5年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書 <自営業者等の場合、毎年6月頃に市町村から送付されます。> ・令和5年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書 <市区町村の窓口で発行できます。>
生活保護を受給中の場合 (コピー不可)	・市町村長等が発行する生活保護受給証明書

- 令和5年中に家計が急変し、収入減少後の家計状況での審査を希望する場合は、上記の書類に加え、家計急変後の収入を証明する書類として以下のいずれかの書類をご提出ください。
 - ① 保護者の離職・解雇・廃業による家計急変の場合
雇用保険受給資格者証、離職票、解雇通告書、廃業届のいずれか(コピー)
 - ② 保護者の勤務先等の業績悪化による家計急変の場合
給与所得者：給与明細(3か月分以上)・賞与明細(令和5年分)のコピー
個人事業者：収入と経費が分かる書類(3か月分以上)

3 世帯全員の住民票

- 続柄の記載がある世帯全員の住民票(本籍・国籍、住民票コード及びマイナンバーの記載は不要)を申込書に添付して提出してください(コピー可)。
- 自宅外通学の場合、申込者及び保護者それぞれの世帯全員の住民票を提出してください。

申込書等提出先及び問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)

令和6年度神奈川県高等学校奨学金奨学生予約採用募集案内

この奨学金は、学業等に意欲があって、学資の援助を必要とする生徒本人が貸付けを受け、高等学校等※を卒業後に本人が返還するものです。

申込みにあたっては、保護者の方と十分に相談してください。

※ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程

1 高等学校奨学金（貸付）の概要

学資の援助を必要とする生徒に奨学金の貸付け（無利息）を行う制度です。

(1) 借りることができる方（次のア・イのいずれにも該当することが必要です。）

ア 神奈川県内に住所を有し、神奈川県内の高等学校等（専修学校の高等課程を除く）に在学している生徒、又は、保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等に在学している生徒。

※ 予約採用申込み時点では神奈川県外に在住していても、令和6年4月の高校等入学時までに神奈川県内に転居を予定している場合は申込みができます。

※ 保護者が県内在住の場合は、進学先は県外の学校でも構いません。

※ 高等専門学校は対象外です。

イ 保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方）の令和5年度都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が507,000円未満であること。

※ 年収の目安は約910万円未満ですが、扶養控除などの状況により異なります。

※ 所得要件を超過していても、令和5年中に家計が急変し、上記の所得基準を下回る程度まで収入が減少した場合は、家計急変の事由が分かる書類をご提出いただくことにより、お申込みできる場合があります。詳しくは、P2の「3 (1) 提出書類」をご覧ください。

(2) 貸付月額（1ヶ月あたりの借りることができる金額）

学校区分により選択できる月額が異なります。

学年	学校区分	月額（いずれかを選択）※下段は1年間の最大貸付可能金額				
		10,000円 (年額 12万円)	20,000円 (年額 24万円)	30,000円 (年額 36万円)	40,000円 (年額 48万円)	50,000円 (年額 60万円)
1年生 (<small>新入生 に限る</small>)	国公立					
	私立					

※ 2年次進級以降は上限額が1万円下がりますが、申請（要件あり）により1万円を加算し、新入生のときと同額の貸付けを受けることができます。

(3) 貸付期間

令和6年4月から令和7年3月までの1年間（毎年度申込みが必要です。）

(4) 貸付方法(予約採用の場合)

高等学校等入学後の奨学金手続きが完了した後で、3回に分けて奨学生が指定した金融機関の口座に振り込みます。

2 予約採用の概要

予約採用は、高等学校等へ進学を希望する中学3年生（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部の3年生）を対象に、高等学校等入学後に採用決定する奨学生の選考審査を前倒して行うものです。

なお、予約採用は、貸付けが可能かどうかの審査のみを行うもので、高等学校等入学後に、貸付月額の選択を含め正式な申込みが必要です。

<予約採用のメリット>

○ 高等学校等入学後の学資の調達見込みをあらかじめ立てることができます。

○ 初回（4～9月分）の奨学金の振込時期が早くなります（5月末入金）。

※ 予約採用を利用しない場合でも高等学校等入学後に奨学金の申込みができますが、4月

に申し込む定期採用の場合は、初回の振込が7月末になります。

- 予約採用奨学生として採用された方のうち、希望する方は、短期臨時奨学金（高等学校奨学金の前借り）の貸付けを受けることができます（高等学校等入学前の3月末に振込をします。）。

※ 詳しくは、「5 短期臨時奨学金」をご覧ください。

3 予約採用の申込方法（中学校3年生在学時の手続）

(1) 提出書類

ア 奨学生予約採用申込書（第1号様式）

イ 世帯全員の住民票

続柄（世帯主、子など）の記載がある世帯全員の住民票（令和5年11月1日以降に発行された、本籍・国籍、住民票コード及びマイナンバーの記載がないもの。）

※ 高等学校等入学までに神奈川県内に転入される予定の方は、転入時期や事情等について記入した申立書（任意様式）を添えてください。

ウ 保護者の所得に関する書類

保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方。）

の所得に関する書類で次のうちいずれか

- ・ 令和5年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書（コピー）
- ・ 令和5年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書（複数枚にわたる場合は、全ページのコピー）
- ・ 令和5年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（コピー可）
- ・ 令和5年11月1日以降に市町村長等が発行する生活保護受給証明書（コピー不可）

<令和5年中に家計が急変し、収入減少後の家計状況での審査を希望する場合>

上記の書類に加え、家計急変後の収入を証明する書類として以下のいずれかの書類をご提出ください。（所得割額を推計して選考審査を行います。）

- ① 保護者の離職・解雇・廃業による家計急変の場合
雇用保険受給資格者証、離職票、解雇通告書、廃業届のいずれか(コピー)
- ② 保護者の勤務先等の業績悪化による家計急変の場合
給与所得者：給与明細（3か月分以上）・賞与明細（令和5年分）のコピー
個人事業者：収入と経費が分かる書類（3か月分以上）

<生活保護を受けている方の申込み>

生活保護費の受給等に影響がある場合がありますので、事前に福祉事務所の担当者に相談した上で申し込んでください。

(2) 申込期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月15日（月）まで（必着）

(3) 提出先（郵送）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ

(4) 選考結果の通知

申込書を受け付けてから概ね1か月後に、申込者あて選考結果を通知(郵送)します。

4 高等学校等入学後の手続（詳細は、予約採用決定時にお知らせします。）

(1) 奨学生願書等の提出（正式な申込み）

予約採用決定者には、奨学生願書等を送付します。

奨学生願書等に必要事項を記入し、入学した高等学校等へ提出します。

(2) 貸付決定の通知

奨学生願書等に基づき貸付決定を行い、高等学校等を通じて結果を通知します。

(3) 借用証書等の提出

貸付決定通知とともに送付される借用証書に連帯保証人と連署し、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付※の上、指定された期日(予約採用の場合、令和6年5月上旬を予定しています。)までに高等学校等へ提出します。

※短期臨時奨学金貸付時に連帯保証人の印鑑登録証明書を提出された方は、変更がなければ、新入生のうちにあらためて提出する必要はありません。

<連帯保証人について>

- 連帯保証人は、独立の生計を営む(他の方の税や社会保険の被扶養者となっていない)成年の方を原則2名立てる必要があります。
- 奨学生が未成年の場合は、1人は保護者(親権者又は法定代理人)としてください。
- 2人目は、一定の収入があり、他の方の税や社会保険の被扶養者となっていない方としてください。
- 上記の条件を満たす場合は、共働きの父母又は年金受給者の祖父母も、連帯保証人となることができます。
- 連帯保証人は主債務者(奨学生)と同等の返済義務を負うもので、奨学生の返還が滞った場合には、奨学生に代わって返還をお願いすることになります。

(4) 奨学金の貸付け(振込)

借用証書等が貸付決定通知書に記載された期日までに提出された場合、申出のあった金融機関口座に3回(5月、10月、1月)に分けて奨学金を振り込みます。

4～9月分/5月下旬、10～12月分/10月下旬、1～3月分/1月下旬

5 短期臨時奨学金(詳細は、予約採用決定時にお知らせします。)

(1) 概要

短期臨時奨学金とは、高等学校等に入学を予定している生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月末に高等学校奨学金の一部に相当する額(12万円)を前倒しして貸し付けるものです。

(2) 貸付方法・時期

高等学校奨学金予約奨学生として採用された方に申込用紙を送付します。高等学校等合格後、3月上旬の指定された期日までに必要書類を提出した方について、申出のあった金融機関口座に3月末に12万円を振り込みます。

(3) 返還

高等学校等入学後に申し込む高等学校奨学金の振込額との相殺により返還します。
なお、3月末に短期臨時奨学金(12万円)の振込を受けた後、4月に高等学校奨学金を申し込まない場合は、5月末までに全額(12万円)を一括で返還していただきます。

<例1> 月額4万円で借りる場合

5月末の第1回貸付額は6か月分の24万円ですが、短期臨時奨学金の返還額12万円を差し引くため、入金額は12万円となります。

<例2> 月額1万円で借りる場合

全額(12万円)を短期臨時奨学金の返還額と相殺することになりますので、高校1年生のときの振込みはありません。

6 貸付廃止

奨学生であることを辞退するとき又は退学、若しくは停学になったときは、奨学金の貸付けを廃止し、貸付済みの奨学金については返還を開始していただきます。

7 返還（高等学校等卒業後）

(1) 返還方法

高等学校等卒業後6か月の据置期間を経過した後、貸付期間の4倍以内の期間で返還します。

貸付けを受けた奨学金の全部又は一部をまとめて返還することも可能です。

(2) 返還猶予

奨学生が大学等へ進学した場合等、返還猶予の条件を満たした場合に奨学金の返還を猶予する制度があります。

(3) 返還免除

次のいずれかに該当した場合、奨学金の返還の全部又は一部を免除する制度があります（制度は変更となる場合がありますので、申込年度の募集案内で確認してください。）。

ア 特に学資の援助を必要とする方（保護者の令和5年度都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満）として第一種奨学金※1の貸付けを受け、正規の修業年限以内で卒業した場合であって、次のいずれかの条件を満たす場合※2

- ① 在学期間を通じて学業の成績が著しく優れていると認められたとき。
- ② 学習活動、特別活動等において功績が特に顕著であると認められたとき。

イ 高等学校等卒業後に神奈川県内の病院等において免除職（保健師、助産師、看護師又は介護福祉士）として貸付期間に相当する期間良好な成績で勤務したとき。

ウ 奨学金の貸付けを受けた者が死亡した場合又は貸付けを受けた後で心身の故障※3その他特別の理由により奨学金の返還が困難になり、生涯にわたって回復の見込みがないと認められるとき。

※1 第一種奨学金は、神奈川県内に住所を有し神奈川県内の高等学校等（専修学校の高等課程を除く。）に在学する生徒を対象とする奨学金です。

※2 高等学校における成績及び活動に限ります。（地域活動や民間クラブ活動は対象外）

※3 貸付時点で既に心身の故障を発生している場合は、返還免除の対象にはなりません。

8 貸付けの条件等について

奨学金の内容は、制度改正等により変更になる場合がありますので、入学後の手続きの際には、最新の募集案内により再度確認してください。

<奨学金の内容の確認方法>

- 令和6年度神奈川県高等学校奨学金奨学生募集案内
予約採用決定者へは令和6年3月下旬までに送付します。
- 神奈川県高等学校奨学金のホームページ（令和6年3月下旬までに掲載）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>



奨学金HP

- ◆ この奨学金は、県の税金や卒業した奨学生の返還金等で賄われています。
- ◆ 貸付けを受けた奨学金は、みなさんが社会人となってから返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。みなさんの責任と自覚によって必ず期限内に返還してください。

<申込書等提出先及び問合せ先>

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-8251（直通）